

国民生活安定緊急措置法 施行状況報告書

〔令和2年7月1日から
同年12月31日まで〕

令和3年1月

この報告は、国民生活安定緊急措置法第 28 条の規定に基づく令和 2 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間におけるこの法律の施行状況に関する報告である。

国民生活安定緊急措置法の施行状況

国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号。以下「法」という。）の令和 2 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間における法の施行状況は以下のとおりである。

1 衛生マスクの譲渡の禁止の解除

令和 2 年 7 月 1 日現在で、衛生マスクは法第 26 条第 1 項の政令で指定する生活関連物資等とされており、衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこととするとともに、この規定に違反した場合について罰則を定めていた。

衛生マスクについては、需給のひっ迫が改善されるなど、法の規定による指定の要件に該当しなくなったことから、当該指定の解除について、法第 27 条に基づき消費者委員会へ諮問し、同年 8 月 20 日に答申された。これを受け、法第 26 条第 1 項、第 31 条及び第 37 条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 254 号。以下「令和 2 年改正政令」という。）を制定した。同政令は同月 28 日に公布され、同月 29 日から施行された。同政令において、衛生マスクは生活関連物資等としての指定が解除されるとともに、譲渡の禁止の規制が解除された。

2 消毒等用アルコールの譲渡の禁止の解除

令和 2 年 7 月 1 日現在で、消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品及び同条第 2 項に規定する医薬部外品以外のもの）にあっては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。））であって、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ま

せた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。)をいう。)は法第26条第1項の政令で指定する生活関連物資等とされており、消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から消毒等用アルコールの購入をした者は、当該購入をした消毒等用アルコールの譲渡(不特定又は多数の者に対し、当該消毒等用アルコールの売買契約の申込み又は誘因をして行うものであって、当該消毒等用アルコールの購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならないこととするとともに、この規定に違反した場合について罰則を定めていた。

消毒等用アルコールについては、需給のひっ迫が改善されるなど、法の規定による指定の要件に該当しなくなったことから、当該指定の解除について、法第27条に基づき消費者委員会へ諮問し、同年8月20日に答申された。これを受け、法第26条第1項、第31条及び第37条の規定に基づき、令和2年改正政令を制定した。同政令は同月28日に公布され、同月29日から施行された。同政令において、消毒等用アルコールは生活関連物資等としての指定が解除されるとともに、譲渡の禁止の規制が解除された。